

吹田市立第六中学校危機管理マニュアル

火災・震災・風水害・不審者の侵入その他の非常事態に対して、常に周到な計画と適切な準備と細心の注意の下に冷静な態度で対応できるようにすることをねらいとして「防犯・防災計画」を定める。

1. 学校非常時対策要項（基本方針）

- A. 生徒及び職員の生命の安全の確保と傷害の防止を主たる目的とする。
- B. 非常持ち出しの重要書類の保全に努力する。
- C. 施設・設備・備品等の被害を最小限度にとどめるように努力する。

2. 警備・防犯・防災の要項

非常事態を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、下記の事項に留意するとともに定期的に以下の調査・点検をおこなう。

- A. セキュリティー機器の点検（インターホン、防犯ブザー、非常ベルなど）
- B. 校舎の外壁、体育施設の点検
- C. 消火器の点検と漏電の防止
- D. 電気器具の点検と漏電の防止
- E. 引火性・発火性のある薬品、可燃性物質の保管
- F. 炊事場、家庭科教室、理科室などの火気使用場所の点検
- G. 冬期暖房器具使用時の注意事項の徹底（ストーブ使用規定の順守）
- H. 安全装置器具の保全
- I. ガラス破損個所の点検

3. 不審者侵入時の対策

- A. 常に本校職員であることを示す名札をつけ、来訪者への声かけを励行するとともに、疑わしい場合はすぐに管理職や他の教職員に連絡する。その場合、可能なかぎり複数で対応するようにする。
- B. 常に防犯ホイッスルを携帯する。

A 体制 <u>危険予知（事件が発生していない時）</u>

- a 防犯ホイッスル、非常ベルを鳴らす。
- b 「府警ホットライン」で警察に通報する。
- c 吹田警察地域課、市教委へ連絡する。
- d 不審者を監視する。

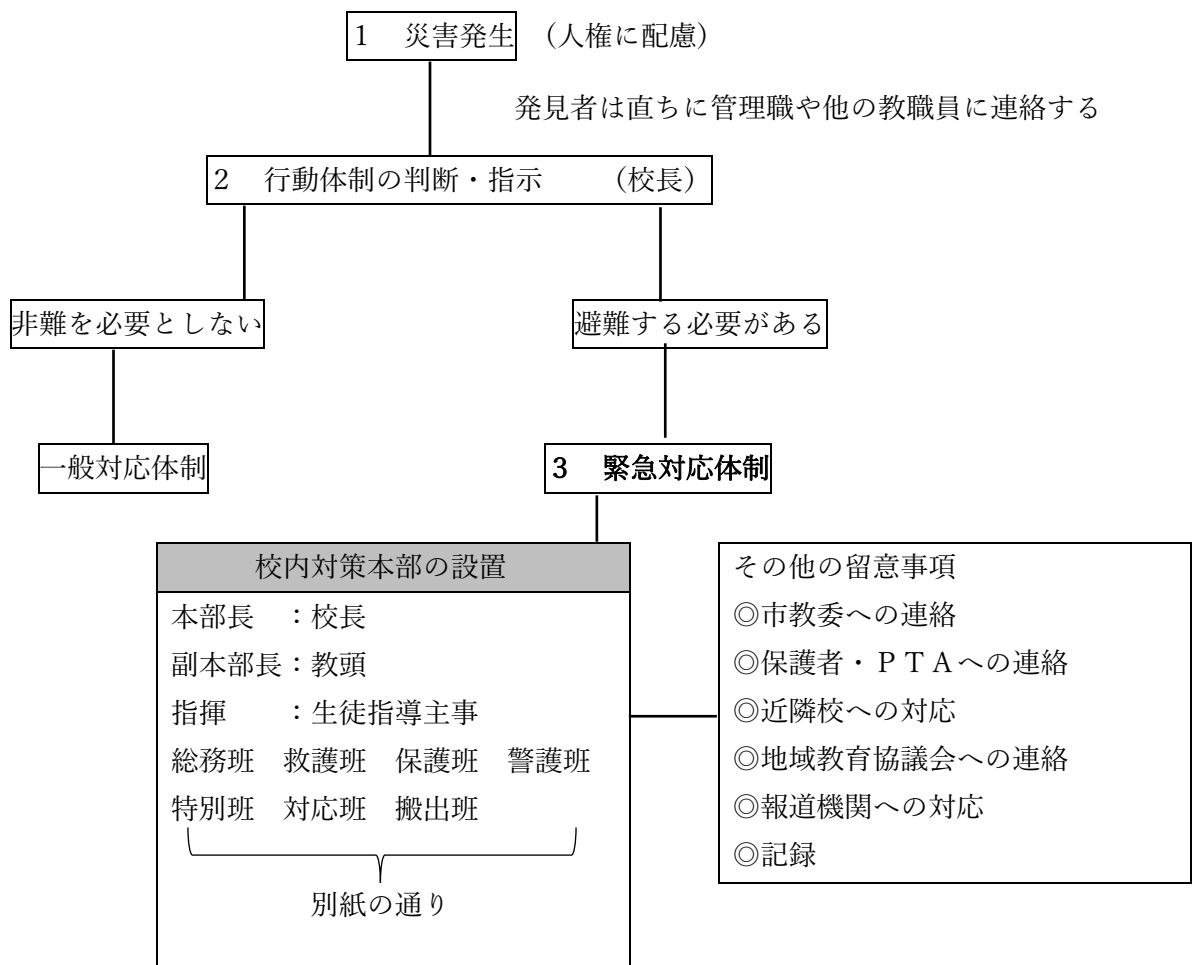
B 体制 危険予知（事件が発生している時）

- a 防犯ホイッスル、非常ベルを鳴らす。
- b 「府警ホットライン」で警察に通報する。
- c 緊急放送に従って生徒を避難させる。
- d 被害の拡大を防止する。
- e 市教委へ連絡する。

C. 負傷者が出た場合

- a. 救命・救急活動を最優先にし、救急車を要請する。
- b. 負傷者の状況（氏名・けがの様子・人数等）を正確に把握する。
- c. 保護者への連絡を速やかに行う。
- d. 病院への搬送には必ず教職員が付き添う。

災害対応組織図



4. 火災時の対策

- (1) 緊急放送により速やかに火災発生を放送し、火災発生場所を職員・生徒に知らせると同時に、消防署に119番急報する。
- (2) 避難の必要がある時、授業担当者は生徒を別紙避難経路に従って誘導・避難させる。その後、火災発生場所・風向き等を考慮し臨機応変に対処する。
- (3) 避難完了後、各クラス学級委員は、人数点呼をし、生徒保護班の責任者に報告する。その後は本部長の指示により行動する。

夜間・休日の場合	警備会社に委託
平日	17:00～翌日 8:30
休日・祝日	8:30～翌日 8:30

5. 台風の対策

登校時、大阪北部に「暴風警報」または「大雨特別警報」が発令されている場合は、以下の通りとする。

- (1) 午前7時現在「暴風警報」または「大雨特別警報」発令中は登校を見合わせる。
- (2) 午前9時現在暴風警報」または「大雨特別警報」発令中は臨時休校とする。
ただし、午前9時までに解除された時は、その時点で登校する。

6. 地震時の対策

- (1) 過度に恐怖に陥らないよう全員を掌握する。
- (2) 適切な指示を与え、落ち着かせる。
- (3) 突発的な強震の場合は、授業担当者の指示により各自の机の下に潜って待機し、機を見て屋外に避難する。
- (4) 屋外ならば落下物に注意し、速やかに運動場に避難する。
- (5) 敏速に火の始末をする。放送による指示の後は電源を切る。

7. 連絡

校長・教頭、または警備員はただちに下記に連絡する。

吹田消防署	6381-0003 (消防本部西消防署)
	局番なし 119
吹田市警察署	6385-1234 (代)
	局番なし 110
吹田市教委	6155-8192 (学校教育室)

避難実施の心得

授業担当者

- ・他の教室等への延焼を防止するため窓際の生徒に窓を閉めさせる。
- ・避難経路図を参考に、災害発生場所を避けて運動場に避難させる。その際出席簿を持参し、上履きのまま生徒を避難させる。
- ・地震の際は出入口・窓を開け、机の下に潜らせる。

生徒

- ・学用品は持たず、先生の指示で素早く行動する。
- ・災害発生場所や不審者のいる場所を避け、臨機応変に避難する。
- ・階段・廊下での押し合い等、避難時の二次災害の防止に努める。
- ・避難後は直ちに学級委員が整列・点呼を行い学年の生徒指導の先生に報告する。

災害対策本部の構成と各班の役割（令和7年度）

（別表）

災害対策本部長	校長	
副本部長	教頭	全体の状況の把握と関係機関への連絡
指揮	生徒指導主事	生徒の避難誘導等の指示
総務部	各学年生徒指導	人員点呼による生徒の把握と安全確保経過の記録
救護班	養護教諭	応急救護所の設置と負傷者の救護・搬送負傷生徒の保護者との連絡 医療機関との連絡
保護班	首席	安全な避難誘導 生徒の安全確保
警護班	生徒指導部	危険箇所・災害区域への立ち入りの制限
特別班	支援学級担任	支援学級生徒の避難誘導と安全確保
対応班	各教職員	消防器などによる初期消火 消防隊到着後の誘導
搬出班	事務職員	重要書類・非常時持ち出し品の搬出